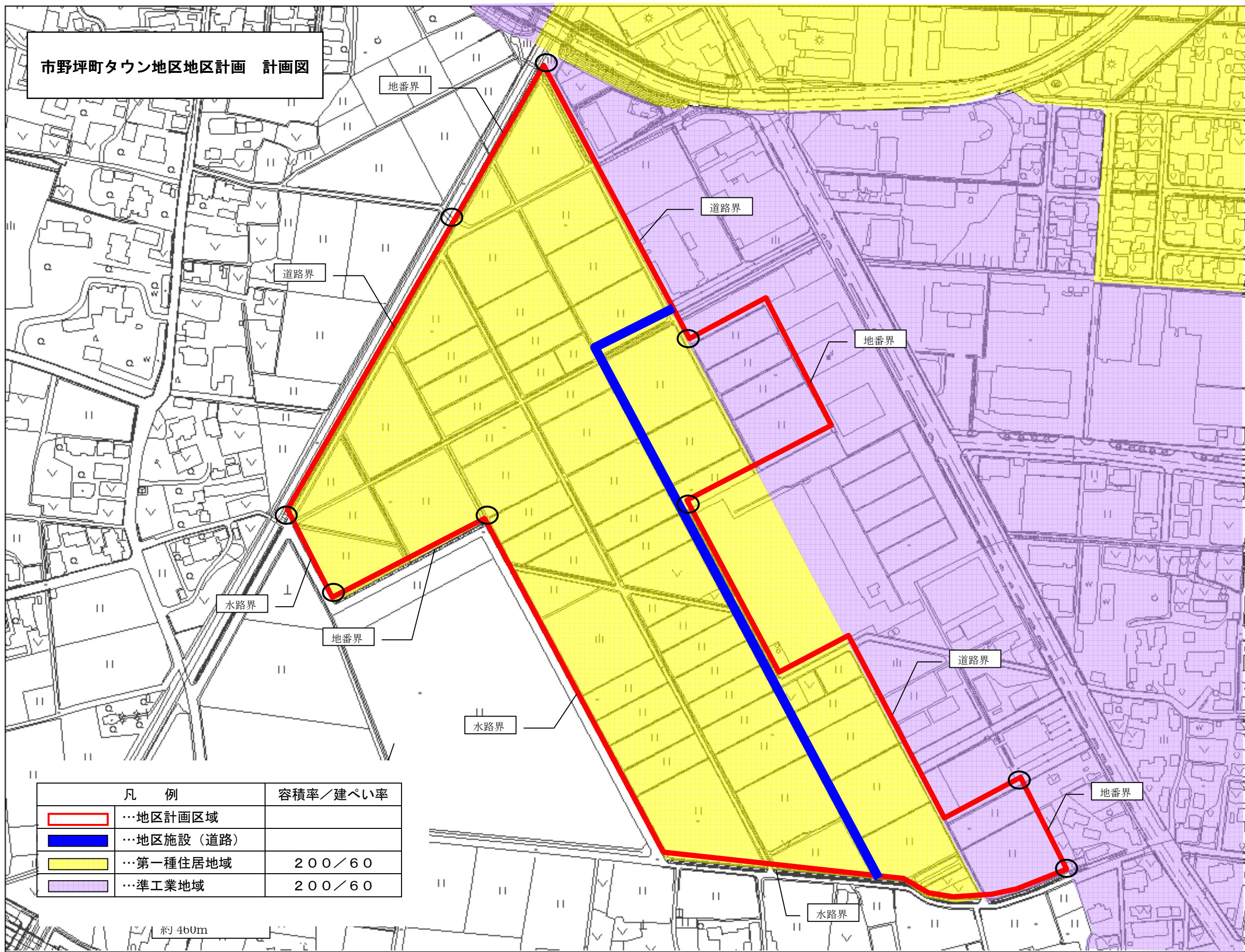


【市野坪町タウン地区地区計画】

名 称		市野坪町タウン地区地区計画	
位 置		見附市市野坪町、本町、本所町地内の一部	
区 域		計画図表示のとおり	
面 積		約 10.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当該地区は見附市の中央部に位置し、国道8号、高速道路ICへ容易にアクセスできる都市計画道路上新田市野坪線に隣接し、JR見附駅にも近いなど、交通利便性に恵まれた条件を有している。</p> <p>このため、良好な住環境の形成を目指すため、無秩序な市街地形成を防止し、本計画を策定するものである。</p>	
	土地利用の方針	戸建住宅を主体とした低層住宅等の立地を図り、住宅市街地としての良好な環境の維持・保全を図る。	
	地区施設の整備の方針	快適な歩行者空間を確保するため、中央部には南北に縦断する歩道を区分した地区内幹線道路を整備し、周辺の道路網とネットワークの形成を図る。	
	建築物等の整備方針	住宅地としての良好な居住環境を維持、保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限について定める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 10.5m 総延長 約460m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(に)に掲げる建築物は建築してはならない。(建築後に用途を変更し、建築基準法別表第2(に)に掲げる建築物に該当する場合も含む。)
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から12.5mとする。
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、前面道路の境界線及び隣地境界線から1m以上離さなければならない。</p> <p>ただし、自動車車庫(物置含む)の用途に供し、地盤面から軒の高さが2.3m以下のものはこの限りではない。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくの構造は次の各号の一に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生垣 2. 道路面からの高さが1.5m以下のフェンス等透視可能なものとし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で道路面からの高さが80cm以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。

「区域は計画図のとおり」

市野坪町タウン地区地区計画 計画図



凡 例	容積率/建ぺい率
 …地区計画区域	
 …地区施設 (道路)	
 …第一種住居地域	200/60
 …準工業地域	200/60

約 460m

1:2500